

ポイント

(令和 2 年度農業信用保険業務運営の検証委員会の結果)

1. 趣旨

第 4 期中期目標に掲げられている「保険事故率の低減に向けた取組」、「求償権の管理・回収の取組」等の実施について、令和 2 年 12 月 17 日に、業務運営の検証委員会を開催し、その効果等について検証を行い、将来の在り方について検討を行った。

2. 検証の結果

(1) 保険事故率の低減に向けた取組の検証

○ 部分保証や代位弁済時における融資機関の負担措置（ペナルティ方式）は、融資機関と保証機関との間で適切な責任分担を図る観点から有効であるが、

① 基金協会が個別に融資機関の理解を得て部分保証の対象資金や、ペナルティ方式の導入の拡大等を行うことは困難と考えられること

② 信用基金が基金協会に対して取組を指導できるものではないこと

から、基金協会と事業・組織問題検討会等で協議・検討を進めながら、農林水産省に必要な協力を求めていく。

○ 大口保険保証引受の事前協議は、適正な引受審査の実施により、導入以降、信用基金と基金協会の審査目線の統一化等の効果。事前協議の対象額の引上げ、生活資金を事前協議の対象外とするなど、事前協議の対象について見直しを実施。

○ 畜産経営体質強化資金については、借入希望者の経営改善に資する効果があるかなど事前協議に当たっての基準を示す必要。

(2) 保険事故率等を踏まえた責任準備金の計算方法

○ 信用基金の責任準備金は、保険価額残高の1%にも満たない状況。

○ 近年、災害等が多発していること等を踏まえ、今後も保険業務を営む上で契約責任を果たすにあたり、積立額の規模が適切かという妥当性の検証が必要。